



学校徴収金着服事件調査結果および再発防止策について

教育委員会は、平成 28 年 5 月 23 日に判明した練馬区立石神井南中学校および関町小学校で起きた学校徴収金着服事件を受け、事件の原因分析や再発防止策を検討するため、会計に関する有識者等で構成する練馬区学校徴収金着服事件調査委員会を設置しました。調査委員会では 4 回に渡り議論がなされ、この度、教育委員会に対し報告書が提出されました。教育委員会は、調査委員会報告書を踏まえた再発防止策に取り組むことにより、児童生徒および保護者の皆様方の信頼回復に努めてまいります。

1 直ちに取り組む対策

学校現場には様々なマニュアル・手引きが存在します。学校長が、その全てを詳細に理解することは実質的に困難です。そこで、会計処理において学校長がチェックすべきポイントをわかりやすく記載した、簡易版の学校徴収金取扱の手引き（以下、「手引き」とする。）を作成します。また、学校長を対象とし、学校徴収金管理方法等について悉皆研修を行います。

非常勤職員である学校事務補助員が行う会計処理について、必ず常勤の都費事務職員が点検するよう、事務処理手順を規定します。また、本事件は、同一人物が、会計処理を多年にわたり実施していたため事件の発見が遅れたことを踏まえ、学校事務補助員の人事異動のあり方について検討します。

学校現場において、公印は使用頻度が高いため、公印を銀行印とすることは、校長に無断で現金を引き出される機会を生むこととなります。そこで、教育委員会で全校の専用銀行印を作成し、使用を義務付けるとともに、その管理方法について、手引きに規定します。

現行の手引きに基づき四半期ごとに学校から教育委員会に提出する学校徴収金チェックシートに、出納簿や口座残高を証明する資料の添付を義務付けます。また、本事件が起きた両校は、学校徴収金を当座預金口座で管理しているため、通帳が存在しません。このため、入出金状況を把握しにくいですが、インターネットバンキングを活用することで確認が容易になるので、今後は、これを活用し、口座残高と出納簿を確認する旨、手引きに規定します。

学校経理事務に対する点検を、区の監査を含め、2 年に 1 回は実施できるよう、教育委員会が実施する学校経理事務等実地調査等については、区の監査と対象校が重複しないよう選定します。29 年度については、これらに加えて、全区立小中学校および幼稚園に対する学校徴収金実地調査を行います。

学校現場においては、年度末や年度当初に学校徴収金の決算や返還等の事務が発生します。その時期に学校現場で実施または確認すべき事項等について教育委員会より周知を図り、会計処理をサポートします。

2 抜本的な対策

教職員が現金を取り扱わないシステムの運用について、国や都の支援の動向にも注視し、コストの精査を行いながら開発を目指します。